

宇治市障害者等移動支援事業 利用できる場合、できない場合 Q&A

- Q1 保護者が同行しての外出は利用できますか？
A1 利用できません。保護者が移動の支援を行えるためです。ただし、幼い兄弟も一緒に外出する時などに保護者の世話が本人まで手が回らない等の場合は利用できます。
- Q2 幼児は利用できますか？
A2 利用できません。障害の有無に関わらず、幼児が余暇活動のために一人で外出することを想定しないためです。ただし、幼児・保護者の状況によっては利用出来ます。(QA1 の場合・幼児に多動性や他害行為がある等保護者での対応が難しい場合・保護者の疾病等)
- Q3 歩行器」を利用している人は利用できますか？
A3 利用できません。ただし、歩行器を利用している人が「療育手帳」を持っておられる場合は利用できます。
- Q4 利用者とヘルパーがそれぞれ自転車を利用して支援を受けることはできますか？
A4 利用できません。危険時の対応が難しいためです。
- Q5 同一日に、「移動支援」に続けて、「日中一時支援」を利用できますか？
A5 利用できません。ただし、「日中一時支援事業所」と「移動支援事業所」が別法人で、途中で目的地（買い物など）があれば可能です。
- Q6 利用者本人が運転している最中に、利用できますか？
A6 利用できません。運転中は、移動支援にはなりません。なお、遠方で移動支援を利用したいときは、現地でヘルパー（宇治市の事業者登録が必要）と待ち合わせて利用することは可能です。
- Q7 宿泊を伴う旅行には、利用できますか？
A7 利用できません。ただし、行き帰りのみの利用は可能です。(Q8 参照)
- Q8 他府県へ行くときに、利用はできますか？
A8 利用できます。他府県までの行き帰りの利用や、他府県で待ち合わせをして現地で利用ができます。ただし、宇治市の事業者登録が必要ですので、事業者へは、事前に本人から利用希望を伝え、登録手続きをしていただく必要があります。
移動支援の利用時間数となるのは利用者が支援を受けている日中の移動時間のみとなります。
- Q9 トレーニングジム等で、機器の操作をヘルパーに頼めますか？

- A9 簡単な操作であれば可能です。(例えば、鍵の開け閉め、券売機のボタン押しなど)
ただし、操作の結果、機器が故障した際の責任のこともあり、事業所とは十分に相談が必要です。
- Q10 移動支援を利用する予定が、体調不良で予定を変更し、自宅で支援を受けることはできますか？
- A10 できません。
(外出する前に体調不良になり、外出できない場合)
・移動支援は中止となります。
・移動支援では、外出準備の支援以外に、自宅での支援は受けられません。(居宅介護を受けた場合は、移動支援とは別に支給決定の手続きが必要です)
・すでに外出準備の支援を始めていた場合は、その時間だけが利用時間になります。
(行き先を屋内施設に変更したい場合)
・図書館や美術館、デパートなどに外出場所を変更することは可能です。
・行き先を日中一時支援に変え、その行き帰りに利用することはできません。日中一時支援への行き帰りは送迎サービスを利用してください。(Q4 参照)
- Q11 介護保険対象者は利用できますか？
- A11 移動支援の対象者の条件にあてはまる人は利用できます。ただし、通院などは、介護保険の「通院等介助」が優先されます。
- Q12 ヘルパーが自宅へ迎えに来てもらうのにかかった交通費を利用者に請求されませんか？
- A12 ヘルパーがご自宅に迎えに来るための交通費は、制度上伴いませんが、事業所との契約内容によっては、利用者に請求される場合もありますので、詳しくは各事業所にご確認ください。
- Q13 移動支援を利用するために障害支援区分の認定調査を受ける必要がありますか？
- A13 必要ありません。
- Q14 施設入所者は利用できますか？
- A14 利用できます。ただし、ヘルパーが運転する車での送迎はできません。運転手とは別にヘルパーが同乗していれば可能です。
- Q15 入所施設を外泊し自宅に帰っている場合は利用できますか？
- A15 利用できます。ただし、入所施設から自宅への送迎目的では利用できません。帰宅途中に目的地(買い物など)があれば利用可能です。

移動支援における通学支援について

**対象者... 家族等の就労や疾病等により通学時の介助者がいない方。
移動支援とは別に申請が必要です(Q16 参照)。**

Q16 通学支援を受けたいのですが、申請書類は何が必要ですか？

A16 「申請書」と「同意書（既に日中一時支援・移動支援の利用者証を持っておられる場合、同意書は不要）」と「ご家族全員分の勤務証明書」が必要です。

Q17 入院と退院後の療養のため、通学時の送迎ができません。提出書類はありますか？

A17 「申請書」と「同意書」と、「入院・通院が分かる診断書等」を提出してください。ただし、診断書等がない場合は、ご相談ください。

Q18 産前産後の療養のため、通学時の送迎ができません。通学支援は利用できますか？

A18 利用できます。「申請書」と「同意書」と、「出産予定日が分かるもの（母子手帳の写し等）」を提出してください。（利用期間については要相談）

Q19 通学支援は何時間利用できますか？

A19 通常の移動支援（社会参加分）とは別に、原則月22時間を上限として利用していただけます。

Q20 移動支援（社会参加分）の時間数が余っているのですが、通学支援にまわすことはできますか？

A20 できません。通学支援は原則月22時間が上限となっております。

Q21 通学支援は事業所の車で送迎してもらえるのですか？

A21 運転手とは別にヘルパーが同乗していれば可能です。ヘルパーが運転する車での送迎はできません。

Q22 現在は就労していませんが、通学支援が利用できるなら職を探して働こうと思っています。求職中でも利用できますか？

A22 求職中は利用できません。就職後に勤務証明書を提出された時点から利用していただけます。

Q23 支援学校ではなく、小中学校に行っているのですが、通学支援は利用できますか？

A23 利用できます。保護者から学校に対し、通学支援を利用したい旨、申し出てください。

Q24 通学バスを利用している場合、通学バスのバス停までは利用できますか？

A24 利用できます。

移動支援におけるグループ支援(1対2)について

Q25 グループ支援を利用したいのですが、条件がありますか？

A25 宇治市移動支援の利用決定を受けている障害児・者で、支援が安全に行える範囲（障害の状態や行き先等を考慮）で利用できます。

Q26 グループ支援の利用できる事業所はどこですか？

A26 グループ支援の利用できる事業所をご案内しますので、宇治市障害福祉課にお問い合わせください。

Q27 車いすを常用しているのですが、グループ支援は利用できますか？

A27 利用できません。車いすを押して移動支援を行う場合は、1対1の個別支援になるためです。

Q28 通学支援でもグループ支援は利用できますか？

A28 通学支援の月利用可能(決定)時間を上限として、利用できます。

Q29 グループ支援は事業所の車で送迎してもらえるのですか？

A29 事業所の車で送迎する場合は、運転手以外にヘルパーが同乗していれば可能です。

(原則、車での移動中は算定されません。ただし、移動中に利用者に対して支援が必要な場合は、運転手以外にヘルパーが同乗し、支援を行えば算定されます。)

Q30 利用人数は何人まで利用できますか？

A30 ヘルパー1人で利用者2人まで利用できます。

Q31 利用者3人または4人での利用できますか？

A31 利用できません。ただし、ヘルパーが2人いれば、1対2と1対1などの組み合わせで利用できます。

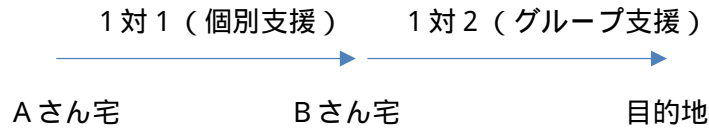
Q32 同一事業所で他市の利用者と一緒にグループ支援を利用することは可能ですか？

A32 グループ支援の実施市町村の利用者同士であれば、1対2の場合に利用できます。なお、宇治市の利用者の利用者負担額は、グループ支援の額(Q33参照)になります。

Q33 利用者負担額はどのようになりますか？

A33 課税世帯の場合、個別支援の7割の負担になります。

Q34 自宅（出発点）が異なる利用者Aさんと利用者Bさんのグループ支援をする際、先にAさん宅を個別支援で出発し、Aさんとヘルパーと一緒にBさん宅に向かい、Bさん自宅からグループ支援を利用できますか。



A34 利用できます。

A34（サービス事業者の方へ）その場合のサービス費用の算定は、個別支援とグループ支援は別々に算定しますので、それぞれ20分以上になる場合は算定単位表により算定してください。（提供時間が20分未満は算定できません。）

（例1）グループ支援10分、個別支援25分の支援をした場合、グループ支援は20分未満のため算定できません。また、個別支援は「30分以内」の算定単位を用います。

（例2）グループ支援30分、個別支援1時間で合計1時間30分の支援をした場合、グループ支援は「30分以内」、個別支援は「1時間以内」として、別々の算定単位を用います。開始加算については、グループ支援0.5H、個別支援1Hの算定になります。

（例3）個別支援30分、グループ支援3時間で合計3時間30分支援した場合、個別支援は「30分以内」、グループ支援は「3時間以内」として別々の算定単位を用います。ただし、開始加算については、提供開始から連続して個別支援とグループ支援が行われているため、最大で1.5Hまでしか算定できませんので、この場合は個別支援0.5H、グループ支援1Hの算定になります。

利用に際して、不明な点等ございましたら、障害福祉課福祉サービス係までお問い合わせください。